

復興庁 「新ハンズオン支援事業」 支援案件公募要項 (事業承継支援)

1. 事業の背景・目的

東日本大震災から13年が経過したものの、被災地域の民間事業者は新たな販路の拡大、新商品開発をはじめとした多くの課題をいまだに抱えており、復興の鍵を握る産業の回復状況は地域や業種により大きく異なっています。特に、後継者不足等を原因として事業承継が難しく、廃業を検討せざるを得ない事業者も増えていきます。

そこで本事業は、被災地域における経営上の課題として特に後継者不足等による事業承継に悩みを抱える事業者に対して、専門家等を派遣し、事業承継の実現に向けたソフト面の支援を行います。

*ハンズオン (hands-on) : 現場に出て実地で行う支援活動等

2. 対象事業等

(1) 対象事業者

- ・ 中小企業・小規模企業等の個社であって、後継者不足等を原因とする事業承継を課題として抱え、次の実施体制を有する者

<実施体制>

- ・ 支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有すること。
- ・ 専門家とともに事業に取り組むチームを設置すること。
- ・ チームの代表は、事業を的確に遂行することができる権限及び能力を有していること。
- ・ 事業概要や事業の実態把握を行うことに協力する体制にあること。
- ・ 直近3ヵ年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等)等の書類提出や事後のアンケート等に応じるなど、支援の効果的な遂行に協力する体制にあること。
- ・ 支援期間中、リモート打合せなどを通じて、支援を受ける体制、時間が確保できること。

(2) 対象事業

① 対象業種

- ・ 水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル等の観光業、ITサービス業 等

② 対象事業分野

- ・ 雇用や技術の担い手として将来にわたってその活力を維持し、発展していくため、後継者不足等による事業承継が、応募事業者における最優先課題であ

ること。

③ 事業の実施場所

- ・ 支援対象となる事業の実施場所が、原則として岩手県、宮城県は沿岸部の市町村、福島県は全域であること。

※ 法人等の所在地は国内である限り場所は問わない。

④ 事業内容の要件（以下の事項について、採択の際、特に考慮します。）

- ・ 支援後も、事業承継の実現に向けて取り組む意思を有すること。
- ・ 支援の実施が後継者不在等の中小企業・小規模企業等の事業承継の実現を具体的に促すこととなり、持続可能な地域経済の自立実現の後押しとなることが見込まれること。
- ・ 実施する地域の産業振興施策と整合性がとれており、地域への波及効果が見込まれること。

3. 採択後の支援内容

専門家による課題整理、事業概要書等の作成、事業承継マッチング機関への登録サポート及び事業の磨き上げ（事業価値向上支援）を実施します（支援期間：原則として令和7年（2025年）1月末まで）。なお、「事業の磨き上げ（事業価値向上支援）」まで進むかについては、進捗状況等の様々な事情を総合的に考慮したうえで調整いたします。

本事業の主な支援の内容は以下のとおりです。

○簡易デューデリジェンス

- ・ 事業者の実態把握（財務・収益状況）
- ・ 簡易P L / B S の作成
- ・ 簡易事業価値査定
- ・ 企業概要書等の作成

○ マッチング制度への登録をサポート

○ 事業の磨き上げ

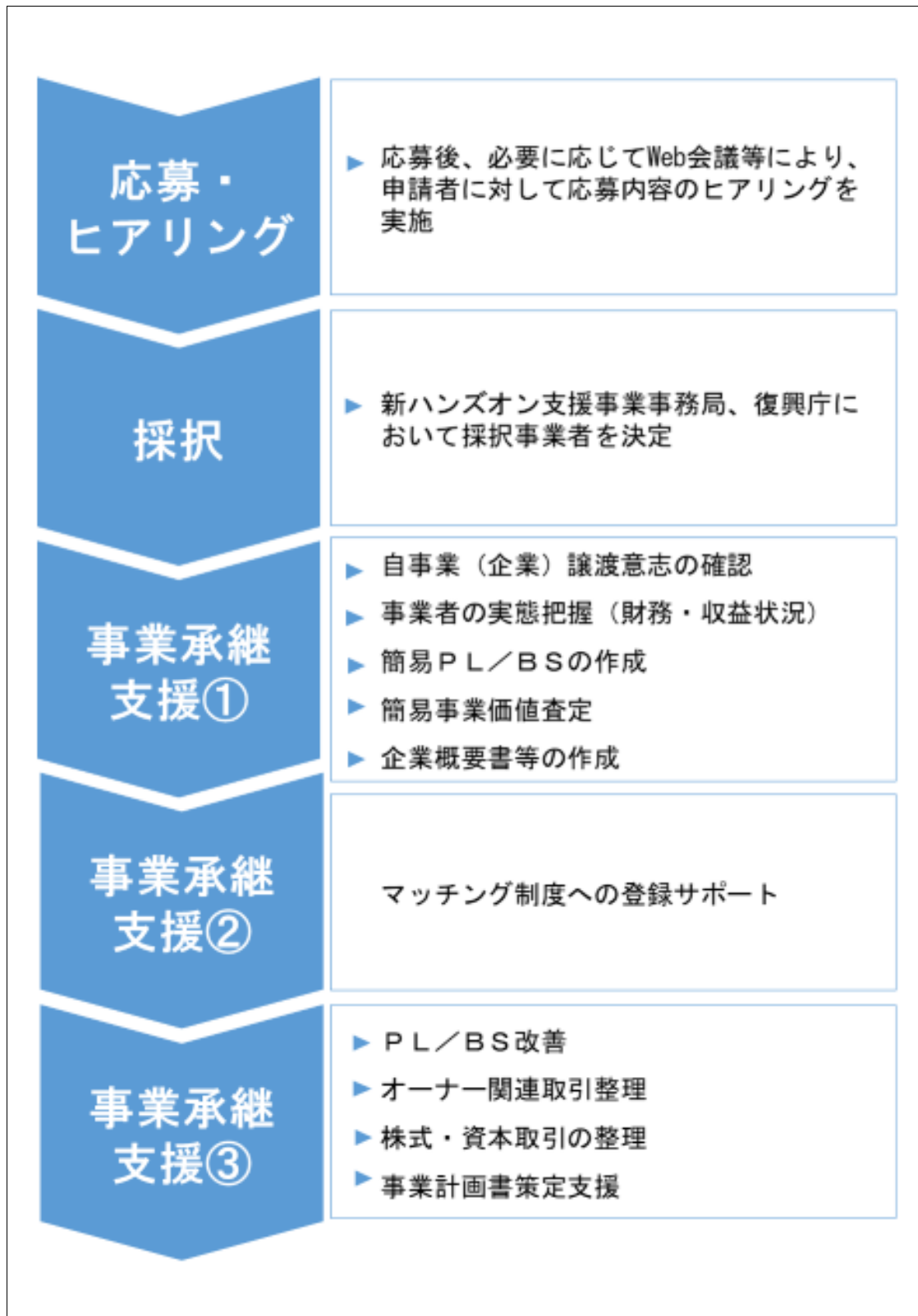
- ・ P L / B S 改善
- ・ オーナー関連取引整理
- ・ 株式・資本取引の整理
- ・ 事業計画書策定支援

等

本事業の支援対象経費は以下の経費です。

- ・ 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 等

(参考：応募から採択・支援までの流れ)



4. 募集期間

令和6年（2024年）4月12日（金）から令和6年5月16日（木）まで

5. 応募方法

以下の資料を添付のうえ、応募書類提出先までメールで提出してください。

1. 「新ハンズオン支援事業」事業承継支援 申請書
2. 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）等
※申請者の決算報告書等を提出ください。
※決算報告書を作成していない場合は、決算報告書に準じた書類を提出ください。
3. 申請者概要が分かる書類や商品の概要が分かる書類
(企業、商品のパンフレットやチラシ等がある場合に併せてご提供ください。)

なお、応募にあたっては、応募者に対し、必要に応じてWeb会議等による応募内容のヒアリングを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(応募方法に関するお問合せ・応募書類提出先)

有限責任監査法人トーマツ「産業復興支援事業」事務局

担当 山本・上田

TEL 080-4685-9556（山本）、080-3588-7018（上田） 平日9:30～17:30

メールアドレス

reconstruction_support_team@tohmatu.co.jp

6. 採択

復興庁及び事務局において、提出された「新ハンズオン支援事業」（事業承継支援）申請書を審査し、採択する事業者を決定します。

7. その他留意事項

- (1) 今回提出していただいた応募書類等は、本件のみに使用することとし、返却しませんのでご注意ください。応募・支援に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する復興庁、事務局、専門家（以下、「復興庁及び事務局等」という。）に本事業の実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく復興庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。支援においては、専門家及び必要に応じて復興庁、事務局のメンバーが同席しますが、守秘義務を有しており、機密情報は適切な手段・方法で保護されます。
- (2) 事業者名及び支援対象事業の概要、支援内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること（原則として、事業者の同意を得ずに事業者を特定し得る形で公表することはありません）、他被災地におけ

る復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募してください。

- (3) 同一の支援内容で、国、地方公共団体等による他の専門家派遣事業と重複して支援を受けることがないようにしてください。
- (4) 支援事業者が事業承継を実施する場合には、所要の手續や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (5) 申請内容に虚偽があった場合や、支援を受けるのに不適切であると復興庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で中止することがありますのでご注意ください。
- (6) 本事業に関して、復興庁及び事務局等が、支援事業者の事業承継等について、一切の保証を行うものではありません。
- (7) 以下に示す暴力団もしくは関連団体等との関係性を有している場合には本事業の採択を受けることはできません。
 - ・法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
 - ・法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。
- (8) ご不明な点がある場合は、上記お問合せ先までお問い合わせください。